

議員提出議案第19号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び芦屋市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和8年6月5日

芦屋市議会議長 中 島 健 一 様

提出者	あしや政風会	岩岡りょうすけ
	公 明 党	西 村 まさと
	至 誠 会	寺 前 尊 文
	日本共産党 芦屋市議会議員団	川 島 あゆみ
	日本維新の会	橋 本 隆
	会派に属さない議員	山 口 みさえ
	〃	中 村 亮 介
	〃	たかおか 知子
	〃	大 原 裕 貴

提案理由

議員が会議等を長期欠席し、又は刑事事件の被疑者もしくは被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けた場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給を制限するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(議員報酬の減額)</u></p> <p><u>第2条の2 議員が一の任期中に長期欠席(連続する2回以上の定例会のそれぞれの会期中に開かれる会議及び委員会(芦屋市議会委員会条例(平成16年芦屋市条例第21号)第1条、第4条及び第5条に規定する委員会をいう。)を全て欠席する場合をいう。以下同じ。)をしたときは、長期欠席後に初めて出席する定例会の会議又は委員会の日の属する月の前月までに支給する議員報酬の額は、前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を同条に規定する議員報酬の額に乗じて得た額とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">長期欠席に係る定例会のうち、2回目の定例会の会期の末日の属する月の翌月から3回目の定例会の会期の末日の属する月(3回目の定例会の会期中の会議又は委員会に出席した場合にあつては当該出席した日の属する月の前月)までの間</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">長期欠席に係る定例会のうち、3回目の定例会の会期の末日の属する月の翌月から4回目の定例</td> <td style="text-align: center;">100分の40</td> </tr> </tbody> </table>	期間	割合	長期欠席に係る定例会のうち、2回目の定例会の会期の末日の属する月の翌月から3回目の定例会の会期の末日の属する月(3回目の定例会の会期中の会議又は委員会に出席した場合にあつては当該出席した日の属する月の前月)までの間	100分の60	長期欠席に係る定例会のうち、3回目の定例会の会期の末日の属する月の翌月から4回目の定例	100分の40	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 (略)</p>
期間	割合						
長期欠席に係る定例会のうち、2回目の定例会の会期の末日の属する月の翌月から3回目の定例会の会期の末日の属する月(3回目の定例会の会期中の会議又は委員会に出席した場合にあつては当該出席した日の属する月の前月)までの間	100分の60						
長期欠席に係る定例会のうち、3回目の定例会の会期の末日の属する月の翌月から4回目の定例	100分の40						

改正後	改正前				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="190 215 869 339"> <p>会の会期の末日の属する月(4回目の定例会の会期中の会議又は委員会に出席した場合にあつては当該出席した日の属する月の前月)までの間</p> </td> <td data-bbox="871 215 1117 339"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 341 869 504"> <p>長期欠席に係る定例会のうち、4回目の定例会の会期の末日の属する月の翌月から長期欠席後に初めて出席する定例会の会期中の会議又は委員会の日の属する月の前月までの間</p> </td> <td data-bbox="871 341 1117 504">100分の20</td> </tr> </table>	<p>会の会期の末日の属する月(4回目の定例会の会期中の会議又は委員会に出席した場合にあつては当該出席した日の属する月の前月)までの間</p>		<p>長期欠席に係る定例会のうち、4回目の定例会の会期の末日の属する月の翌月から長期欠席後に初めて出席する定例会の会期中の会議又は委員会の日の属する月の前月までの間</p>	100分の20	
<p>会の会期の末日の属する月(4回目の定例会の会期中の会議又は委員会に出席した場合にあつては当該出席した日の属する月の前月)までの間</p>					
<p>長期欠席に係る定例会のうち、4回目の定例会の会期の末日の属する月の翌月から長期欠席後に初めて出席する定例会の会期中の会議又は委員会の日の属する月の前月までの間</p>	100分の20				
<p>(適用除外)</p> <p>第2条の3 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間は、<u>長期欠席の期間に含めないものとする。</u></p> <p>(1) <u>公務上の災害による欠席の期間</u></p> <p>(2) <u>出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間</u></p> <p>(3) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による就業制限又は入院の対象となる期間</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、長期欠席の期間に含めないことにつき相当の理由があると議長が認める期間</u></p> <p>(議員報酬の支給方法)</p>					
<p>第3条 (略)</p>	<p>第3条 (略)</p>				
<p>(議員報酬の支給の一時差止め)</p> <p>第3条の2 <u>議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、前条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれる日までの期間(以下「逮捕等期間」という。)の議員報酬の支給を一時差し止める。ただし、逮捕等期間の始期が議員報酬を支給する日の直前であるとき、その他特別の理由により支給を差し止めることができないときは、この限りでない。</u></p>					
<p>2 前項の規定により一時差し止める議員報酬の額は、各月におけ</p>					

改正後	改正前
<p><u>る逮捕等期間（議員の職に就いていない期間を除く。）の日数に応じて、当該逮捕等期間の属する月の現日数を基礎として日割によつて計算した額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた議員が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合</u></p> <p><u>(2) 当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し無罪判決（無罪判決と同一の効力を有するものを含む。）が確定した場合</u></p> <p><u>(3) 当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく身体を拘束する処分を受けた日から起算して1年を経過した場合</u></p> <p><u>（議員報酬の不支給）</u></p> <p><u>第3条の3 第2条及び第3条の規定にかかわらず、議員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間（議員の職に就いていない期間を除く。以下「不支給期間」という。）に係る議員報酬を支給しない。</u></p> <p><u>(1) 刑事事件に関し有罪判決が確定した場合 逮捕等期間</u></p> <p><u>(2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に收容された場合 当該刑事施設に收容された期間</u></p> <p><u>2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額は、各月における不支給期間の日数に応じて、当該不支給期間の属する月</u></p>	

改正後		改正前	
<p><u>の現日数を基礎として日割によつて計算した額とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により支給しないこととする議員報酬のうち既に支給された議員報酬があるときは、当該支給を受けた議員は、これを返納しなければならない。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する<u>もの</u>に、期末手当を支給する。基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、除名され、死亡し、又は議会の解散その他の事由により失職した者(当該<u>基準日</u>においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 <u>前項の期末手当の額は、それぞれの基準日(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日)現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額(それぞれの基準日の属する月分の議員報酬の月額が第2条の2の規定により定められる場合にあつては、同条の規定により算定された議員報酬の月額。以下この項において同じ。)</u>及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の<u>次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u>この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当に係る<u>在職期間の計算については、その者は引き続き議員の職にあつたものとみなす。</u></p>		<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員で6月1日及び12月1日(以下<u>この条において</u>これらの日を「基準日」という。)に在職する<u>者</u>に、期末手当を支給する。<u>これらの基準日</u>前1月以内に任期が満了し、退職し、除名され、死亡し、又は議会の解散その他の事由により失職した者(当該<u>これらの期日</u>においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、<u>同様とする。</u></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ<u>前項の基準日現在</u>(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、それぞれ<u>前項の基準日</u>以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、<u>次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</u>この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、<u>これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</u></p>	
在職期間	割合	在職期間	割合

改正後		改正前	
6月	100分の100	6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80	5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60	3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30	3月未満	100分の30
<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第5条の2 議員に、基準日以前6月以内の期間に逮捕等期間があるときは、前条の規定にかかわらず、当該逮捕等期間に係る議員の期末手当の支給を一時差し止める。</p> <p>2 前項の規定により一時差し止める期末手当の額は、各基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間（当該基準日以前6月以内に係る期間に限り、かつ、議員の職に就いていない期間を除く。）の日数に応じて、当該基準日以前6月の期間の現日数（当該基準日以前6月の期間の初日から同期間の末日までの間において議員の職に就いていない期間があるときは、当該議員の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として日割によつて計算して得た額とする。</p> <p>3 第3条の2第3項の規定は、期末手当の支給を一時差し止める処分の取消しについて準用する。この場合において、同項中「議員報酬」とあるのは「期末手当」と、同項第3号中「身体を拘束する処分を受けた日」とあるのは「当該一時差止処分に係る期末手当の基準日」と読み替えるものとする。</p> <p>(期末手当の不支給)</p> <p>第5条の3 議員(基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者を含む。)が第3条の3第1項各号のいずれかに該当した場合は、第5条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間の議員の期末手当を支給しない。</p> <p>2 前項の規定により支給しないこととする期末手当の額は、各基準日以前6月以内に係る第3条の3第1項各号に定める期間（議員の職に就いていない期間を除く。）の日数に応じて、当該各号</p>			

改正後	改正前
<p><u>に定める期間の属する基準日以前6月の現日数(当該基準日以前6月の期間の初日から同期間の末日までの間において議員の職に就いていない期間があるときは、当該議員の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数)を基礎として日割によつて計算して得た額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により支給しないこととする期末手当のうち既に支給された期末手当があるときは、当該支給を受けた議員は、これを返納しなければならない。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第6条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条の2の規定は、同条に規定する連続する2回以上の定例会の全てがこの条例の施行の日以後に開かれる定例会である場合について適用する。